

令和4年度第3回学長選考・監察会議会議録

日時 令和4年11月21日（月）16時00分～17時00分
場所 滋賀大学大津キャンパス本館第一委員会室
出席者 上本委員、木本委員、小出委員、廣川委員（議長）、
徳田委員、中野委員、椎名委員、笛田委員
陪席者 近藤監事、北村総務課副課長、上田総務課職員

議事に先立ち

議長から、総務課職員に定足数に関する報告及び配付資料の確認が依頼された。また、今回の会議より監事が陪席することについて説明が行われた。

会議録確認

前回会議録については既に確認が行われ、異議なく承認された。

議題

1. 今期の学長選考・監察会議への申し送り事項等について

議長から、標記のことについて、事務に説明が依頼され、総務課職員から、資料1に基づき説明があり、申し送り事項のうち、意向聴取は次回の学長選考において実施するとともに、インターネット投票を実施する方向で検討を進めることが前回会議で確認されているため、申し送り事項の1-2、1-3、1-4について、順に検討することが確認された。

続いて、総務課職員から、申し送り事項1-2（オンライン環境に合わせた投票方法等の検討）について、資料2-1及び資料2-2に基づき説明があり、委員から、以下のような意見が出された。

- ・投票の匿名性の保持と同時に、投票結果を検証できる体制にし、投票システムの登録内容や投票結果等を監査する立場の役職者が必要である。
- ・投票期日のリマインド連絡を行うかどうかは、投票実施時には予め決定しておく必要がある。

以上の意見を踏まえ、議長から、投票結果の監査については引き続き検討を進める旨の説明があり了承された。

続いて、総務課職員から、申し送り事項1-3（各種様式等の簡素化）について資料3により説明があり、令和4年4月1日付け学長裁定に基づきつつ、学長選考に係る規程の修正を行う場合は、順次審議する旨の説明があり了承された。

続いて、総務課職員から、申し送り事項1-4（学長選考・監察会議の委員の選出）について資料4-1及び資料4-2に基づき説明があり、委員から、以下のような意見が出された。

（理事1名を委員とすることの可否について）

- ・理事を当会議の委員に加える必要はなく、現状の体制が妥当である。
- ・法人法改正の主旨に照らせば、大学執行部の当会議への関与は抑制的であるべきと考えられる。

（教育研究評議会からの委員選出（各学部から1名は選出されることの担保について））

- ・各学系から少なくとも1名は選出される旨を規定するかどうか論点となる。

（委員を増員することの可能性等について）

- ・他大学の状況と比較しても、本学の委員数は妥当な状況にあり、増員する必要はない。

以上の意見を踏まえ、議長から、学長選考・監察会議の委員の選出について、理事は委員に加えないこと、また、委員の増員は行わないことの確認があり、了承された。

また、各学部から少なくとも1名は選出されることを規定するか教育研究評議会に委ねるかは、議長から継続審議とすることで了承された。

2. 令和4年度スケジュールについて

議長から、標記のことについて、事務からの説明が依頼され、総務課職員から資料5に基づき、例年3月に開催される第5回経営協議会に合わせて当日に学長へヒアリングを実施し、当会議において当年度の学長の業務執行状況を確認する旨の提案があり、審議の結果、承認された。

なお、次回以降の会議日程について、以下のとおり確認が行われた。

第4回会議…令和5年1月20日（金）16時～ 彦根キャンパス開催

第5回会議…令和5年3月17日（金）13時～ 彦根キャンパス開催

※第5回会議は、当日の審議の状況によっては、経営協議会終了後に再開する可能性あり。

3. その他

特になし

[配付資料]

資料1 申し送り事項の検討について

資料2-1 インターネット投票の導入について ～解決すべき問題点等～

資料2-2 インターネット投票実施に伴う学長選考日程について

資料3 国立大学法人滋賀大学における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（学長裁定）

資料4-1 国立大学法人法（抜粋）

資料4-2 国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

資料5 令和4年度スケジュール（案）

参考資料 国立大学法人の学長選考における意向聴取等について

別冊資料 学長選考・監察会議 別冊資料